

## さいたま市国民保護協議会条例

平成 17 年 10 月 13 日  
条例第 205 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、さいたま市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は、45 人以内とする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第5条** 協議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。